

# 冷泉家時雨亭文庫所蔵『朝儀諸次第』と高松宮家伝来禁裏本

石田実洋

はじめに

一九八一年に財団法人冷泉家時雨亭文庫が設立されたのを契機として、冷泉家に伝來した叢書群が冷泉家時雨亭叢書の刊行というかたちで公開されつゝある。冷泉家の叢書といえば、まずなんといつても膨大な数にのぼる歌書があり、俊成・定家以来の「和歌の家」としての家風を伝えている。その公開がこれから日本文学研究の進展に大きく寄与してゆくことは間違いない。

俊成・定家筆とされる『公卿補任』、永仁五年(一二九七)奥書きの祖本と曰さ

れる『豊後国風土記』等々注目すべきものが多い。<sup>(1)</sup>

そのような中で、儀式研究の立場から特に注目されるのは、冷泉家時雨亭

叢書で『朝儀諸次第』<sup>(2)</sup>

として刊行されている次第書群である。『朝儀諸次第』

とは、「藤原定家・為家および冷泉家歴代当主や二条家の人々の書写になる宮中での儀式に関する典籍」であり、享保八年(一七三三)秋から同九年秋に冷泉家第一四代為久(一六六一-一七二二)<sup>(3)</sup>が九七筆に分けて整理したものを主体とする。為久はこの時期、『朝儀諸次第』の他にも定家自筆の『明月記』をは

じめとして多くの典籍を整理し、書写しているが<sup>(4)</sup>、これは享保六年八月二一日に約一〇〇年ぶりに冷泉家文庫の勅封が解かれたことが契機となつていてとみて間違いない。だが、こうした整理をおこなう場合やむを得ないことで

はあるが、この際に生じたとみられる錯簡等もみられる。<sup>(6)</sup>したがつて、『朝

儀諸次第』の研究には、まず個々のテキストを復原することが不可欠の作業となる。

また、冷泉家時雨亭文庫には、為久作成の目録に記載されたもの以外にも、儀式書やその断簡が所蔵されているとのことであり、『朝儀諸次第

一』の解題では、「それらについても今後、調査・研究を進め、重要と認められるものは最終冊への収載を検討してゆきたい」とされている。定家筆

の次第書は、冷泉家時雨亭文庫以外に所蔵されているものも少なからず存在するから、これらも含めて、冷泉家に伝來した多くの次第書を一つの史料群として復原する作業も必要であろう。

ところで筆者は、国立歴史民俗博物館に収蔵されている高松宮家伝来禁裏本<sup>(8)</sup>を調査する機会をあたえられた際、同史料群に所謂定家様の書体で書写された次第書が多く含まれていることに気が付いた。しかもそれの中には、『朝儀諸次第』中の次第書と名称まで一致するものもある。禁裏本には、歌書等を中心に、冷泉家に伝來した典籍を転写したとされるものも少なくない

から、早速両者を比較してみたところ、問題の次第書群は『朝儀諸次第』を忠実に書写したものであることが判明した。それらは近世前期の写本とされおり、為久による整理以前、すなわち錯簡が生じる以前に書写されたものである可能性が大きく、また、『朝儀諸次第』には含まれていない次第書も存在する。とすれば、先に『朝儀諸次第』研究の課題としてあげた個々のテキストの復原、および冷泉家伝來の次第書群の復原にむけて、極めて注目すべき史料群であるといえよう。そこで本稿では、筆者の確認し得た限りにおいて、両者の関係を整理しておきたい。

なお、本稿では、『朝儀諸次第』中の次第書のみを指して冷泉家本という場合があり、また同様に、高松宮家伝來禁裏本の中で、冷泉家本との対応が確認、あるいは推定される次第書のみを指して高松宮本と称する場合があることをお断りしておく。

## 一、高松宮本の特徴と書写年代

まずははじめに、冷泉家本と高松宮本との対応関係を確認しておこう。

表1（4～5頁参照）のうち、対応欄に●を付したのは、冷泉家本と高松宮本とがテキストとしてほぼ完全に一致することを示す。×を付けた二つは、冷泉家本と高松宮本とで類似する内容を持つが、異本というべきであって、両者に直接の書承関係は認め難いものである。また、71「季御読経僧名」以下は冷泉家時雨亭叢書の未刊行部分にあたり、現時点では両者を比較することはできないが、参考のために、書名や装幀・書体等から判断して、冷泉家本と高松宮本とが対応すると推測されるものに○を付しておいた。この表に

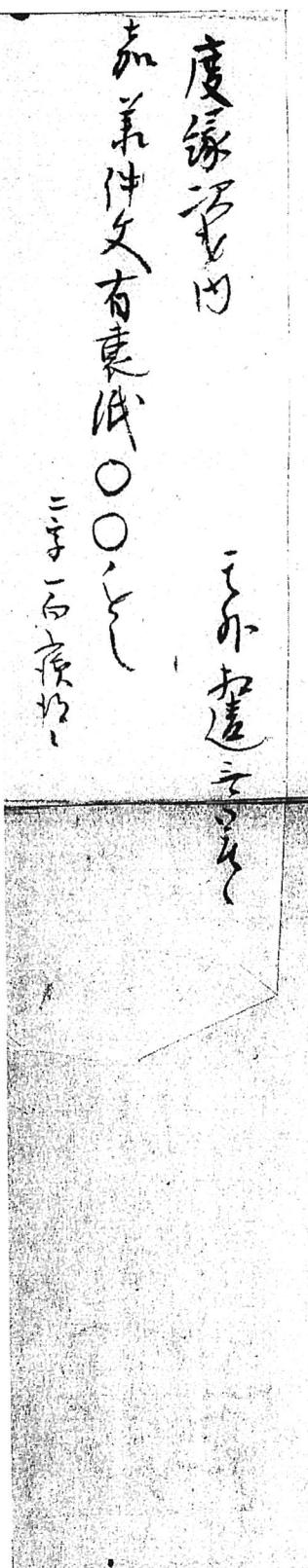
よれば、これまでに写真版が公開されている『朝儀諸次第』所収の次第書七八種のうち、実に四八種に対応する高松宮本が存在する（●を付したもの）。冷泉家時雨亭叢書の未刊行部分にも、高松宮本との対応が推測されるもの（○を付したもの）がかなり存在するから、少なく見積もつても冷泉家本の半数以上に、対応する高松宮本が存在するといつてよい。

次に、冷泉家本から転写されたものである高松宮本が、どのような特徴を有するのかみておきたい。転写本である高松宮本に誤字・脱字や脱行があるのはやむを得ないとして、基本的には可能な限り原本に忠実に書写しようとしているようである。字詰めはほとんど冷泉家本と一致するし、書体も、原本が定家の筆跡であるか否かに拘わらず、非常によく原本を模している。

さらに、高松宮本の誤写箇所にも、書写当時の冷泉家本の装幀を復原する手がかりになるのではないか、と思われる特徴がある。冷泉家本はもと折紙あるいは折本装のものが多いとされており、その折目が写真版でも確認できるが、高松宮本の中にはその折目前後に極端に誤端に誤写が目立つものがある。これは、親本である冷泉家本が、折本とはいっても、折目を糊付けしたり、紙捻で止めたりした、冊子本に近い装幀<sup>10)</sup>であつたことを示唆するものともとれる。その上、全てがもともと折紙・折本として作成されたわけではなく、文字が折目にかかっている部分も多く見出せる。こうしたことが、誤写の原因の一つとなつた、と推測されよう。ただ、高松宮本全体の誤写箇所を統計的に調査したわけでもないし、なにより冷泉家本を実見していないので、ここではその可能性を指摘するにとどめたい。

ところで、高松宮本には、親本の難読箇所についての見解を記した付箋がみえるものもある。表の付箋の欄に「有」と記したものがそれであるが、一

(図版1 高松宮本「詔書覆奏度縁請印」付箋)



(図版2 高松宮本「詔書覆奏度縁請印」)

例として、「詔書覆奏度縁請印」の最終丁に貼り付けられている付箋の記載を示しておこう(図版1)。

度縁次第内

其外相違無御座候、

嘉承件文有裏紙○○進之

二字一向不讀得之、

「詔書覆奏度縁請印」本文(図版2)では、

嘉承件文有裏紙  
二字虫損、進之、

となつてゐる箇所であるが、「朝儀諸次第」の42「度縁請印」(図版3)をみても、確かに虫損があつて、判読し難い部分である。

禁裏本の中でのこのような付箋をもつものとしては、鎌田元一・吉岡眞之氏によつて紹介された東山御文庫本「続日本紀」がある。<sup>(11)</sup>これは、吉岡氏が紹介された『葉室頼業記』の記事等から、後西天皇によつて書写され、靈元天皇に譲位された後の寛文六年(1676)に禁裏文庫に収められたものではないか、とも推測されるが、付箋の内容は誤脱や錯簡を指摘したものであり、恐らく校合をおこなつた際に付されたものであろう。

(図版3 42「度縁請印」)

表1 『朝儀諸次第』と高松宮本

朝儀諸次第	対応	高松宮本	付箋	備考
1天子冠礼儀注	●	天子冠礼儀 (H-600-1537 メ函50)		冷本の最終行の残画は高本にはなし
2御元服賀表〈白馬節〉	●	白馬節会次第 (H-600-1517 メ函30)		
3a 立太子〈節会〉	●	立太子略次第 (H-600-1595 メ函156)	有	
3b 立太子〈本宮〉	●	立太子次第 (H-600-1547 メ函60)		
4立后本宮儀	●	立后儀 (H-600-1596 メ函157)	有	
5万機旬				
6新宮旬	●	新宮旬 (H-600-1498 メ函11)	有	高本の最後の三丁分は冷本にはなし
7拝礼小朝拝	●	拝礼小朝拝次第 建長 (H-600-1515 メ函28)	有	
8御薬〈元徳二〉				
9a 元三殿上淵醉〈徳治〉	●	元三殿上淵醉儀 (H-600-1491 メ函4)		
9b 元三殿上淵醉〈貞治〉				
10三節会				
11御即位				
12五節	●	五節参入下され候儀 (H-600-1543 メ函56)		
13節会雨儀〈里内土御門殿〉				
14白馬節会				
15節会〈散三位并參議着陣〉				
16大嘗会				
17節会				
18任大臣節会職事可存知事	●	任大臣節会職事可存知事 頭中将作法 (H-600-1516 メ函29)		
19大嘗会辰日〈文永〉	●	豊明節会次第 (H-600-1531 メ函44)		
20駅食	●	駅食次第 (H-600-1419 ム函99)		
21a 列考	●	列考次第 (H-600-1597 メ函158)		本文参照
21b 列考〈參議大弁儀〉	●			
22直物	●	直物次第 (H-600-1518 メ函31)		
23秋除目二夜儀				
24a 除目条々〈付女官除目・復任除目・姓氏目録〉	●	除目次第 端欠 百官・女房・復任 (H-600-1599 メ函160)		本文参照
24b 除目条々〈付姓氏目録〉				本文参照
25a 下名	●	下名次第 (H-600-1496 メ函9)		冷本の最終丁の記載は高本にはなし
25b 下名事	●	下名事 (H-600-1495 メ函8)		
26除目	●	除目事 (H-600-1528 メ函41)		本文参照
27年中例奏文	●	雜々目録 (H-600-1539 メ函52)		本文参照
28a 諸宣旨目録〈付霜伎抄〉	●	諸宣旨目録 (H-600-1530 メ函43)	有	
28b 諸宣旨目録	●	雜々目録 (H-600-1539 メ函52)		本文参照
29御息所御産当日	●	御息所御産当日次第 (H-600-1598 メ函159)		
30除目叙位折紙				
31石清水臨時祭	●	石清水臨時祭次第 (H-600-1398 ム函77)		冷本の「東遊了」の前2行を高本では脱する
32小五月会	●	小五月会次第 (H-600-1525 メ函38)	有	
33a 内侍所御神楽〈江家次第〉	●	内侍所御神楽次第 (H-600-1400 ム函79)		
33b 内侍所御神楽	●	内侍所御神楽次第 (H-600-1395 ム函74)		冷本2紙目「二獻」の前行を高本では脱する
34新嘗祭〈応安三・十一・廿九〉	●	新嘗祭次第 (H-600-1396 ム函75)	有	冷本は奥に書ききれなかった記述を端に記すが、高本はこれを末尾に書写
35止雨奉幣	●	止雨奉幣次第 (H-600-1380 ム函58)		
36御体御卜奏	●	御体御卜奏次第 (H-600-1545 メ函58)		
37可弁官勤仕諸祭大祓事〈元亨元・四・八〉	●	行事弁分配事 (H-600-1397 ム函76)		
38祈年穀奉幣定				
39還立	●	還立儀 (H-600-1544 メ函57)		
40季御読経僧名定				
41長講堂八講	●	長講堂八講次第 (H-600-1416 ム函96)	有	
42度縁請印	●	詔書覆奏度縁請印 (H-600-1527 メ函40)	有	本文参照
43御斎会〈御物忌儀〉	●	御物忌儀 (H-600-1524 メ函37)		
44季結願				
45御斎会〈南殿儀〉				
46a 仏名				
46b 仏名次第				
47日蝕御読経	●	日蝕御読経定 (H-600-1417 ム函97)		冷本は奥に書ききれなかった記述を端に記すが、高本はこれを末尾に書写
48仁王会〈官序 同定〉	●	仁王会次第 (H-600-1383 ム函61)		冷本第4紙の後ろから3行目を高本は脱する

朝儀諸次第	対応	高松宮本	付箋	備考
49最勝講 御斎会内論議	×	最勝講次第 (H-600-1418 ム函98)		本文参照
	●	御斎会内論義次第 (H-600-1415 ム函95)		本文参照
50御経供養				
51手結				
52非常赦				
53詔書覆奏	●	詔書覆奏度縁請印 (H-600-1527 メ函40)		本文参照
54内文請印				
55内印 外印 結政請印				
56平座	●	平座次第 (H-600-1507 メ函20)		高本は冷本の第2紙までしかない
57任大臣大饗	●	廂饗次第 (H-600-1600 メ函161)		
58大将着陣	●	大将着陣次第 (H-600-1532 メ函45)		
59閔白上表	●	閔白上表次第 (H-600-1546 メ函59)		冷本内題なし
60殿下第二度表	●	閔白第二度上表次第 (H-600-1520 メ函33)		
61上表勅答 着陣	●	上表勅答次第 (H-600-1535 メ函48)		冷本の着陣次第に対応するものは見当たらない
62行幸儀				
63内侍所行幸可存知条々	●	内侍所行幸次第並御剣役作法 (H-600-1379 ム函57)		
64春日御幸御休幕				
65院司付御車儀 前駆可存知事	●	院司付御車之儀 (H-600-1526 メ函39)		冷本後半の「前駆可存事」に対応するものは見当たらない
66着陣并警固除目等				
67行幸供奉 立親王宣下 文車着綱 仏名等不審	●	行幸事 (H-600-1521 メ函34) 消息文写 刻限參候殿上之時 (H-600-1499 メ函12)		本文参照 本文参照
68顕官挙 叙列不審条々				
69錫紵儀				
70上卿簡要抄上	×	上卿簡要抄 上 (H-600-104 し函21)		本文参照
71季御読経僧名				
72稻荷祇園行幸 <端物>				
73中宮御産当日	○	中宮御産当日次第 (H-600-1540 メ函53)		
74仁王会定	○	仁王会定 (H-600-1384 ム函62)		
75諸院表使	○	諸院表使作法 (H-600-1523 メ函36)		
76東宮御着袴	○	東宮御着袴次第 (H-600-1533 メ函46)		
77国忌	○	国忌次第 (H-600-1519 メ函32)		
78叙位入眼	○	叙位入眼次第 (H-600-1534 メ函47)		
79鎮魂祭				
80検校行事等定文	○ ?	一代一度仁王会事 (H-600-1385 ム函63)		
81復任除目	○	復任除目 (H-600-1492 メ函5)		
82最勝講 <三通不足物>	○ ?	最勝講次第 (H-600-1418 ム函98)		
83擬侍從荷前使定				
84御斎会 <不足二通>				
85季御読経初日	○	季御読経次第 (H-600-1382 ム函60)		
86灌仏	○	灌仏次第 (H-600-1420 ム函100)		
87春宮鎮魂祭	○	鎮魂祭 附春宮 (H-600-1399 ム函78)		
88一折 <八枚>				
89一折 <二枚>				
90一折 <手番／節会事>				
91一折 <十一枚端物>				
92一折 <端云被擧者>				
93一折 <二枚>				
94一折 <大嘗会御禊行幸次第其外少々>				
95節会端物一折				
96和歌所九十賀				
97京極殿御筆四枚				

その他、管見の限りでは、貞享二年（一六八五）の四月・五月に靈元天皇の命でおこなわれた冷泉家歌書の書写事業や、同年一〇月・一一月頃にこれも靈元天皇の命でおこなわれた二条良基編『日次記』の書写事業の際にも、書写・校合といった作業の他に、不審箇所に「付紙」を付して吟味する作業がおこなわれていたことが確認できる。後者については別稿で論じたので、こ<sup>(12)</sup>こでは前者についてみていいこう。

『基量卿記』貞享二年四月・五月条に、

四月十五日、後西院御石塔供養也、（中略）

一、從冷家文庫書籍三百廿冊餘泉定家爲家、西行等筆也

寂蓮

俊成、行成卿

爲書寫被召、自明日諸家中可被觸由也、

十八日、參 内、爲書寫也、參集廿人斗、今日より毎日參入云々、

又里亭へ被下書寫輩廿人斗、記左、

（※「記左」とあるも歴名等なし。しかし約半丁分の余白あり。）

十九日、參 内、爲御書寫也、

五月晦日、

一、入夜、今度書寫輩へ賜金子・晒布、

一、書寫校合參勤之輩五百疋、一、書寫之中、園・清閑寺・〔醍醐〕酉酉・中院

等老人之間、晒二疋・三百疋給之、一、奉行之中、松木・中山・押

小路等晒二疋・三百疋、清岡・勘解小路・白川等五百疋、一、書寫

分校合分一方ニ伺公之輩ハ三百疋宛給之、

相役中傳給了、愛宕・予等書寫參勤之間、給三百疋了、

などとあつて、同年二月二二日に崩御された後西天皇の石塔供養の日に、靈

元天皇の命によつて「冷泉家文庫書籍三百廿冊餘」の書写が開始され、その

事業は五月三〇日をもつて終了したことがわかる。<sup>(13)</sup>そしてこの間の作業内容の詳細については、『中院通茂日記』貞享二年四月一六日～五月三〇日条によつてしることができる。

四月十六日、參 内、冷泉家哥書召御覽、三百部斗、被仰付書寫云々、予周防内侍可書寫之由仰也、俊成卿筆也、其後退出、

十七日、有觸、

御書寫物之御用之間、明日辰之刻ニ可有御參勤也、

四月十七日

清閑寺大納言殿 同前大納言殿 中院前大納言殿 清水谷中納言殿

清閑寺宰相殿 愛宕前宰相殿 三室戸中務大輔 持明院中將殿 飛鳥

井中將殿

十八日、參 内、寫周防内侍集、俊成卿筆、冷泉家本、今夜獻上、悉不被寫也、

十九日、參 内、今日又如昨日、

廿二日、參 内周防内侍集終書功、寫萬葉拔書、〔醍醐〕定家卿筆、

廿三日、參 内、萬葉拔書終、

廿四日、參 内、寫山家心中集、西行哥也、自筆也、不違又寫書也、

廿五日、參 内、山家集終、尙齒會記寫之、

廿六日、參 内、尙齒會寫之、

廿七日、參 内、尙齒會終、無外題哥イカ、校合、隆房集校合了、

卅日、參 内、校合實方集・義孝集二部、同物也、左京大夫集・寂然集・無外

題近代風跡、阿佛抄、一冊、

五月一日、參 内、校合源大府卿集・範永朝臣集・資賢集、

二日、無外題御右筆・四條宮下野集西日集也、未終也、退出了、

四日、參 内、校合好忠集、其外忘卻、

六日、參 内、校合時明朝臣集・賀茂女集了、兼澄集等了、  
八日、參 内、曾禰好忠・江帥集校合了、

九日、參 内、爲家卿續後撰<sub>字不達</sub>、校合至懸三、

時朝集竹内讀合・殷富門院大輔集讀合武者小路、事了、此閒不審之條々、有付

紙之分吟味、其後 出御、々覽、一々決定、入夜退出、

十一日、參 内、校合之本不審之所、與庭田黃門吟味了、

十三日、參 内、與庭田吟味了、其後續後撰爲家卿自筆、獨校了、

十四日、參 内、今日於兵部卿宮筆、御前、出羽辨集校合了、

十五日、參 内、出羽辨集兵部卿宮筆、召兵部卿宮、御參、書損被改之、

十六日、參 内、與醍醐亞相校合、

十七日、又參 内、校合、今日菊亭校合、

十八日、參 内、大嘗會和哥勅筆、今日校合了、

廿日、參 内、校合、

廿二日、參 内、校合了、

廿三日、辰刻參 内、校合、

廿六日、參 内、今日校合悉相濟了、

卅日、輪門退出之後、清大・醍醐・同予曝二疋・金三歩拜領、今度書寫

也、書、其外奉行、公卿、金客有差別歟、

このように、四月一八日から実際の書写がはじめられ、同月二七日から校合  
がおこなわれた。そして五月九日からは「不審之條々、有付紙之分吟味、」  
もおこなわれているが、その初日には靈元天皇が「一々決定」されている。

恐らく不審箇所の吟味を開始するにあたり、まず自ら範を示されたのである。<sup>(14)</sup>

高松宮本の付箋も、これと同様な書写→校合→不審箇所の吟味という一連の作業の中で、不審箇所を示すための「付紙」として用いられたものとみてよいのではないだろうか。

以上で述べてきたような特徴から、高松宮本は冷泉家本から直接転写されたものとみて間違いないように思われるのだが、それでは、その書写時期は何時頃と考えるのが妥当であろうか。高松宮本の中で冷泉家本と対応する、あるいは対応が推測されるものについては、国立歴史民俗博物館で実見させていただいたが、近世前期の書写という年代観に問題はないようである。また、「上卿簡要抄 上」を除けばほぼ同じ様な装幀のものばかりであつたから、同一時期に書写されたものである可能性も高い。

そこで注目されるのが、後西天皇と靈元天皇による書写活動である。田島公氏等の研究によつて、両天皇が近世前期の禁裏文庫形成に非常に大きな役割を果たされたことが明らかにされているが<sup>(15)</sup>、幾度か『明月記』や歌書をはじめとする冷泉家の蔵書の大規模な書写も企画、実行されているし、なにより両天皇は、高松宮家（有栖川宮家）と密接な関係にあつたことを看過すべきではない。

高松宮家は後陽成天皇の皇子好仁親王を初代とするが、好仁親王が後嗣に恵まれなかつたため、後西天皇がまだ親王であつた正保四年（一六四七）一一月に同家を継承される。後西天皇が即位された後はその皇子幸仁親王が同家を嗣がれたが、高松宮の称号は後水尾天皇の觀慮ではない、との理由から寛文二年に宮号が有栖川宮と改称される。ところが幸仁親王の王子正仁親王も後

嗣に恵まれず、靈元天皇の皇子職仁親王がその後を嗣がれることとなつた。

その後、同家は近代まで続くが、大正二年（一九一三）有栖川宮威仁親王の危篤に臨み、大正天皇の第三皇子である宣仁親王が、特に高松宮の号を賜つて同家の祭祀を継承された。<sup>(17)</sup>

以上のような経緯を考えると、高松宮家伝来の禁裏本には、後西天皇・靈元天皇が所持されていたものや、書写されたものが多く見出せることも、生前に両天皇から下賜された、あるいは「御遺物分配」といったかたちで同家が譲り受けたものと自然に理解できよう。

高松宮本中の次第書の書写を直接ものがたる史料は見出せず、その書写時期をこれ以上限定することは困難なようである。ただ、靈元天皇が天和二年（六八二）一〇月八日に『明月記』定家自筆本の書写をおこなわれたことが『基量卿記』同日条にみえるが、それは恐らく一条兼輝による『明月記』諸本の索搜・書写を承けてのこと、そしてその兼輝の索搜の手は、『明月記』ばかりではなく、定家筆の次第書にまで及んでいること、が注目される。これが契機となつて、靈元天皇が冷泉家所蔵の次第書群に興味を持たれるようになつた、との推測が許されるならば、この時期も高松宮本の書写時期の一つの候補となり得よう。勿論そのように断定することはできないが、一つの試論として提示しておきたい。

## 一、『朝儀諸次第』の復原にむけて

これまで論じてきたように、高松宮本が冷泉家本を直接の親本とする忠実な写本であり、しかもそれが享保八・九年の冷泉為久による冷泉家本の整理

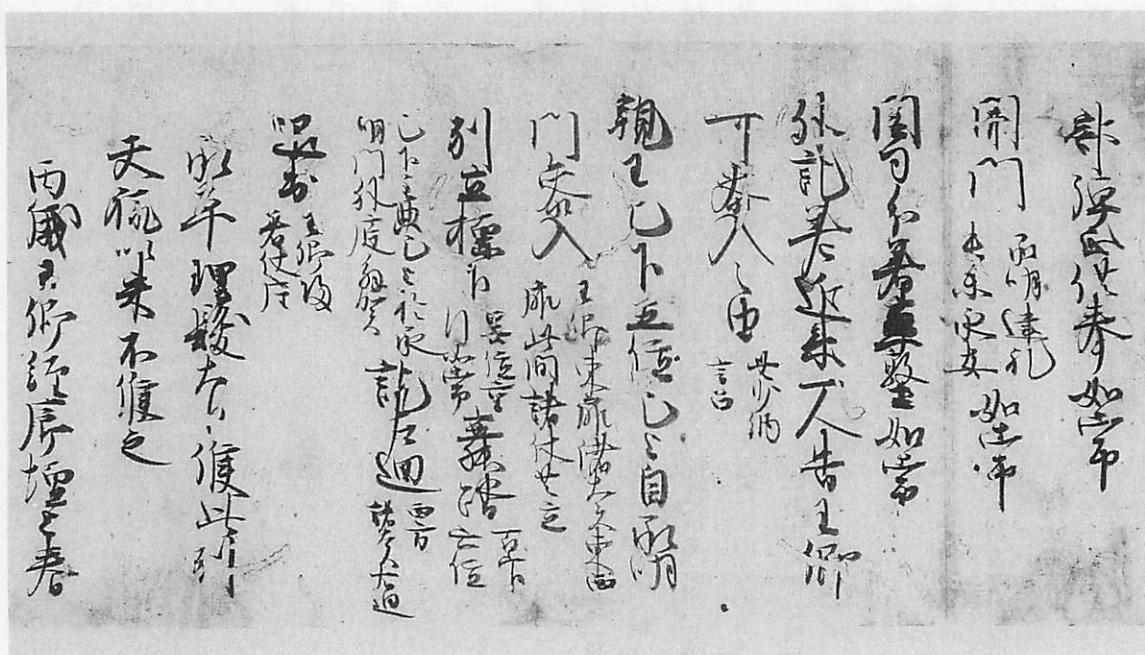
以前に書写されたものだとすれば、高松宮本はその書写時点における冷泉家の姿をとどめている可能性をもつ。そこで問題とすべきは、冷泉家本と高松宮本とでテキストに異同があるもの、および装幀・筆跡等から冷泉家本を書写したと推定されるが、現在の『朝儀諸次第』には同じテキストをもつ次第書を見出せないものであろう。

ここではまず、『朝儀諸次第』の個々の次第書のテキスト復原のため、冷泉家本と高松宮本とで異同があるものについてみていくが、その前提として、現在の冷泉家本には、多くが欠失してしまっているものや、錯簡を有するものがあることを踏まえておく必要がある。各一例ずつをみておこう。

まず多くが欠失してしまつてゐる例としては、1「天子冠礼儀注」が挙げられる。これは明らかに後欠の次第書であるが、実はその欠けている部分を補い得る史料が存在する。その史料とは九条家本『天皇御元服次第』<sup>(20)</sup>であり、残念ながらこれも首尾共に欠けてゐるが、その前半は1「天子冠礼儀注」の一二行目の後半以下とほぼ完全に一致する。つまり、九条家本『天皇御元服次第』の首次部分は1「天子冠礼儀注」首部の一一行半によつて補い得るのであり、逆に1「天子冠礼儀注」は半分以上が失われてしまつたものであることが、九条家本『天皇御元服次第』との比較から判明する。ただし両者に直接の書承関係は認め難く、共通の祖本を想定すべきものと思われる。いずれにせよ、1「天子冠礼儀注」の後欠部分は、九条家本『天子御元服次第』によつてその多くを補うことができるるのである（図版4・5参照）。

錯簡を有する例としては、24b「除目条々付姓氏目録」が適当だろう。その冒頭には、除目に際して作成される太政官奏の雛形が掲示されているが、現状のままでは、そこに記載された二官八省の序列に混乱がある。これを①第一

(図版4 1 「天子冠礼儀注」尾部)



(図版5 九条家本『天皇御元服次第』部分)

紙・第二紙（神祇官・中務省被管の内蔵寮）、②第三紙・第四紙（治部省被

管の雅楽寮（大蔵省）、③第五紙・第六紙（中務省被管の縫殿寮・治部省）、

④第七紙（第一六紙（大蔵省被管の織部司））の四つに分けると、本来は①

→③→②→④の順であるべきことは、職員令の規定等を思い起こせば容易に理解し得よう。

以上を踏まえた上で、高松宮本を参考すれば冷泉家本のもとのテキストを復原できる可能性があるものを以下に列挙する。<sup>(21)</sup>

○ 21a 「列考」・21b 「列考<sub>参議大弁儀</sub>」と高松宮本「列考次第」

冷泉家本の21a 「列考」と21b 「列考<sub>参議大弁儀</sub>」とを、

21a ①第一紙（第六紙

21a ②第七紙

21b ①第一紙（第二紙

21b ②第三紙（第一〇紙

の四つに分け、

21b ①→21a ②→21a ①→21b ②

の順に並べると高松宮本と同じテキストとなる。第一三紙左端に次行の残画が残っているが、第一紙初行の文字のものとは考え難い。したがって、

高松宮本が為久の整理以前の姿である可能性はあるが、冷泉家本・高松宮本共にかなりの部分が失われ、錯簡が生じた後の姿のように思われる。流れを把握することは困難で、『江家次第』等の列見・定考の次第を参考しても、高松宮本の方がもとのテキストにより近いとみてよい。

○ 24a 「除目条々<sub>付女官除目・復任除目・姓氏目録</sub>」と

28b 「諸宣<sub>目録</sub>」→27 「年中例奏文」

の順に接続させると高松宮本と同じテキストになる。

○ 42 「度縁請印」・53 「詔書覆奏」と高松宮本「詔書覆奏度縁請印」

冷泉家本を

①第一紙（第一〇紙

②第一紙（第一二紙

③第一三紙

の三つに分け、

①→③→②

の順に並べると高松宮本と同じテキストとなる。③は姓氏目録の冒頭に当たるもので、明らかに②の前に位置すべきもの。

○ 26 「除目」と高松宮本「除目事」

冷泉家本を

①第一紙

②第二紙（白紙）

③第三紙（第一三紙

の三つに分け、

③→①

の順に並べると高松宮本と同じテキストとなる。第一三紙左端に次行の残画が残っているが、第一紙初行の文字のものとは考え難い。したがって、

高松宮本が為久の整理以前の姿である可能性はあるが、冷泉家本・高松宮

本共にかなりの部分が失われ、錯簡が生じた後の姿のように思われる。

○ 27 「年中例奏文」・28b 「諸宣<sub>目録</sub>」と高松宮本「雜々目録」

冷泉家本を

53 「詔書覆奏」→42 「度縁請印」

の順に並べると高松宮本と同じテキストになる。

- 49 「最勝講 御斎会内論義」後半の御斎会内論義次第と

高松宮本「御斎会内論義次第」

冷泉家本後半を

- ①第三紙・第四紙

- ②第五紙

- ③第六紙

の三つに分け、

- ①→③→②

の順に並べると高松宮本とほぼ同じテキストになる。

- 67 「行幸供奉 立親王宣下 文車着縄 仏名等不審」と

高松宮本「行幸事」・「消息文写 刻限參候殿上之時」

冷泉家本の第一紙・第二紙が高松宮本「行幸事」と対応し、第五紙・第六

紙が高松宮本「消息文写 刻限參候殿上之時」と対応する。

以上のように、冷泉家本と高松宮本とのテキストの異同は、いずれも冷泉家本の料紙を単位としてのものであり、修補をおこなった際等に生じた錯簡がその原因と推定される。

これらの中には、高松宮本の方が優秀なテキストである、とは断言できないものも含まれる。為久の整理の際にも内容の検討がおこなわれ、新たに接続が復原された断簡や、逆に分割されたものもあつたとすれば、冷泉家本の方が（論理的には）正しいテキストになっているケースも考えられよう。また、高松宮本の書写以前に生じていた錯簡等については、書写・校合の後の「吟味」の際に問題となつたものもあるうが、恐らく、明らかに正しい訂正

案がある場合は別として、大半はそのままの状態にとどめられたのではないだろうか。しかし、高松宮本が為久による整理以前の姿をとどめていることは間違いないようであり、明らかに高松宮本の方が優秀なテキストを保存している例がみえることは重要で、冷泉家本のテキストに問題がある場合には、まず高松宮本との比較をおこなうべきであろう。

次に、冷泉家に伝来した次第書群の復原のため、高松宮本の中で、装幀・筆跡等から冷泉家本を書写したと推定されるが、現在の『朝儀諸次第』には同じテキストをもつ次第書を見出せないものについてみていただきたい。

筆者が冷泉家本を転写したものと推定している高松宮本の次第書は、現在のところ左に掲げた八点である。

- 「一代一度仁王会事」(H—六〇〇—一三八五 ム函六三)

- 「節会 端奥欠」(H—六〇〇—一四九三 メ函六)

- 「衣服事」(H—六〇〇—一四九四 メ函七)

- 「宇佐神宝使発遣次第」(H—六〇〇—一四九七 メ函一〇)

- 「長和元年記抜書」(H—六〇〇—一五〇〇 メ函一二)

- 「功過定」(H—六〇〇—一五二二 メ函三五)

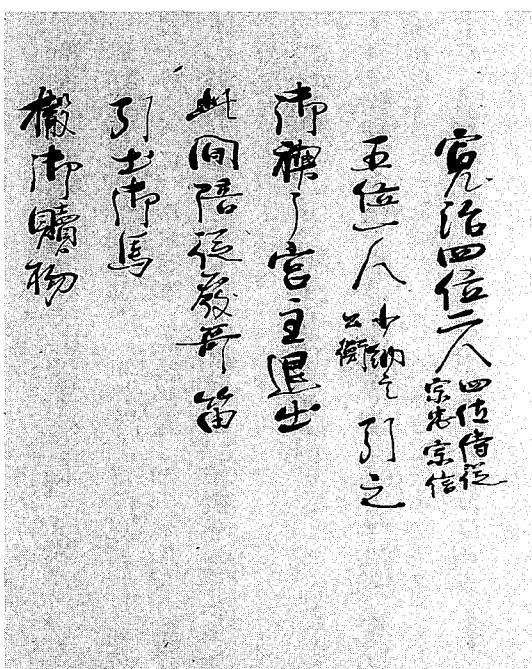
- 「節会 御裝束、改雨儀 事」(H—六〇〇—一五二九 メ函四二)

- 「節会故実」(H—六〇〇—一六〇一 メ函一六二)

これは、あくまで筆者の、装幀・筆跡等からの不確実な推定にすぎない（一例に、図版6として「宇佐神宝使発遣次第」の首部を掲げておく）。また、高松宮本中の次第書の全てを閲覧させていただけではないので、これ以外にも冷泉家本から転写された次第書が存在する可能性は否定できない。<sup>(22)</sup>

以上のような限界を踏まえた上で、ここで確認しておきたいのは、すでに

(図版6 高松宮本「宇佐神宝使発遣次第」首部)



おわりに

これらの親本が冷泉家時雨亭叢書『朝儀諸次第』の第四巻所収分にも含まれていない場合には、高松宮本書写以降に流出し、それ以来秘蔵されてしまつてゐるか、あるいは冷泉家時雨亭文庫に現存するとしても、『朝儀諸次第』とは別に整理されている、といったことが推定される。

以上本稿では、高松宮本中の次第書群は、冷泉家本の転写本ではあるけれども、親本である『朝儀諸次第』を、テキストとして、また史料群として近世前期の姿に復原し得る可能性をもつてゐることを指摘した。『朝儀諸次第』中の次第書を儀式研究の素材として十分に活用していくためにも、この両次第書群をさらに比較検討していく必要がある。

巷間に流出していたとみられる定家筆の次第書の写本は、高松宮本中には見出せない、ということである。これは、高松宮本が冷泉家本のみを対象として書写されたものであり、それとは別に定家筆の次第書を蒐集・書写する、といつたことはおこなわれなかつたことを意味するものと考えられる。逆にいえば、高松宮本の直接の親本は、書写当時は冷泉家に所蔵されていたことがほぼ確実である、といえよう。また、ここで挙げた八点のうち、「長和元年記抜書」のみはその親本である定家自筆本の現存が確認できる。すなわち、三井文庫所蔵の『大嘗会卷』<sup>(23)</sup>がそれであるが、他の七点は同じテキストをもつ次第書の存在が確認できなかつた。<sup>(24)</sup>早くから巷間に流出していたことが確認できる次第書にはある程度の数の転写本が存在するが、冷泉家時雨亭文庫に現存するものの写本はほとんど流布していないうである。<sup>(25)</sup>とすれば、こ

なお、冷泉家伝來の次第書群を復原してゆくにあたつては、『上卿簡要抄』の復原も大きな手がかりをあたえてくれるのではないか、と思われる。註(9)で70「上卿簡要抄上」と高松宮本「上卿簡要抄 上」とが異本といふべきものであることを述べたが、実はその他にも、『上卿簡要抄』の異本と思われるものを二種類確認することができた。一つは、書陵部所蔵谷森本

『臨時公事簡要次第<sup>(27)</sup>』等である。70「上卿簡要抄上」の目録は「神事」「仏事」・「諸事」の三つに分かれているが、谷森本等はこのうちの「諸事」の項が増補された如き内容となっている。もう一つは、田中穂氏旧蔵『諸宣旨并臨時公事』の後半、すなわち「臨時公事」に相当する部分等である。これらは、既述のものと比較して、個々の次第の内容はほぼ同じものが存在するが、収載されている次第の種類や配列が大きく異なっている。

以上の諸本が如何なる儀式の次第を収載しているのかは表2（14頁参照）にまとめておいたが、注目すべきことに、このうちのたとえば「祈雨奉幣」・「止雨同之」や「内文請印」等のテキストが、『朝儀諸次第』の35「止雨奉幣」や54「内文請印」等と非常によく一致するのである。とすれば、『朝儀諸次第』所収の次第書のいくつかは原『上卿簡要抄』から抜書されたものである、あるいは『朝儀諸次第』所収の次第書をもとにして原『上卿簡要抄』が編纂された、といった可能性が考えられよう。原『上卿簡要抄』と『朝儀諸次第』所収の個々の次第書との前後関係が問題となるわけだが、これも今後の課題とさせていただきたい。

#### 〔註〕

(1) 近年、冷泉家時雨亭文庫について紹介したものとしては、赤瀬信吾「冷泉家時雨亭文庫」（『文学』二一三 二〇〇一年）がある。

(2) 冷泉家時雨亭叢書では全四冊の予定であり、現在第三冊まで刊行されている。財団法人冷泉家時雨亭文庫編『冷泉家時雨亭叢書 第五十二巻 朝儀諸次

第一』（朝日新聞社 一九九七年）・同『冷泉家時雨亭叢書 第五十三巻 朝儀諸次第二』（朝日新聞社 一九九九年）・同『冷泉家時雨亭叢書 第五十四巻 朝儀諸次第三』（朝日新聞社 二〇〇一年）。なお、以下では、『朝儀

次第』所収の次第書については、1「天子冠礼儀注」の如く、冷泉家時雨亭叢書で割り振られた番号（為久による整理の際に作成された「諸次第折本類目録」）の記載順によっている）と個々の次第書名をあわせたかたちで表記する。

(3) これらは、為久の筆跡で「享保八九年間修覆之／諸次第折本類／目録具」と墨書きされた短冊を蓋上に貼った印籠蓋桐箱に收められており、またこの短冊にあるように、蓋裏には表面からみて右端を糊付けするかたちで貼り付けられた目録がある。その目録は、やはり為久の筆跡で「諸次第折本類目録合點分京極殿御筆也。」と題し、表裏にわたって九七種の次第書を書き上げた上で、「以上、自享保八年秋到同九年秋修覆之」と書き止めている。以上、『朝儀諸次第』冒頭の「諸次第折本類目録」、および同書の解題参照。

(4) 「冷泉家時雨亭叢書 第五十六巻 明月記 一」（朝日新聞社 一九九三年）の解題等参照。

(5) 近世初期における冷泉家時雨亭文庫の勅封については、藤本孝一「冷泉家時雨亭文庫の封印と『明月記』」（京都文化博物館研究紀要 朱雀』一〇 一九九八年）等参照。

(6) 勿論現在みられる錯簡が全てこの時に生じたと主張するつもりはなく、これ以前に生じたものもあったと思われる。

(7) たまたま筆者が把握し得たものだけでも、定家自筆とされる次第書と、定家自筆本から派生したとみられるものをあわせれば、四〇近い数になる。その全貌はまだつかめていないが、そのうちのいくつかについては拙稿「藤原定家の次第書書写」（『明月記研究』六 二〇〇一年）で論及した。

(8) 高松宮家伝来禁裏本とは、文字通り高松宮家に伝來した旧禁裏本のことであるが、高松宮家では他の蔵書と特に区別することなく保管されていたらしい。一九六五年七月から宮内庁書陵部図書課図書調査室を中心として同家の蔵書の調査・整理がおこなわれ、その際に東山御文庫本や書陵部に収蔵されている御所本との比較から、旧禁裏本と認定されたとのことである。その認定には、『桂宮本叢書』刊行時の経験が大きく活かされたという。書陵部所蔵の御所本

表2 「上御簡要抄」の構成

高松宮本「上御簡要抄 上」	
本文	目録
○	神事
○	廿二社奉幣 〈付定〉
○	伊勢一社奉幣 〈付定〉
○	石清水以下奉幣 〈付定〉
○	祈雨奉幣 〈止雨同之〉
○	諸社仮殿遷宮日事定 〈朽木作始上棟遷宮〉
○	軒廊下
○	仏事
○	南殿御詔經 〈付定〉
○	御殿御詔經 〈付定〉
○	天台座主
○	僧事
○	詔書 〈付赦令〉
○	詔書覆奏
○	勅書
○	勅答
○	内文請印
○	位記請印

朝儀諸次第70「上御簡要抄上」	
本文	目録
○	神事
○	廿二社奉幣 〈付定〉
○	伊勢一社奉幣 〈付定〉
○	石清水以下奉幣 〈付定〉
○	祈雨奉幣 〈止雨同之〉
○	諸社仮殿遷宮日事定 〈朽木作始上棟遷宮〉
○	軒廊下
○	仏事
○	南殿御詔經 〈付定〉
○	御殿御詔經 〈付定〉
○	天台座主
○	僧事
○	詔書 〈付赦令〉
○	詔書覆奏
○	勅書
○	勅答
○	内文請印
○	位記請印

谷森本「臨時公事簡要次第」	
本文	目録
○	小除目
○	僧事
○	同僧事
○	復任除目
○	免者
○	流人帰京
○	結政請印事
○	行幸召仰
○	行幸院申次
○	立親王
○	撰政兵仗
○	牛車
○	吉書
○	請印
○	内文請印
○	春日一社奉幣
○	遷宮日時定
○	臨時除目
○	宮城使除目
○	女官除目
○	復任除目
○	臨時叙位 〈女叙位同之〉
○	軒廊下
○	行幸召仰
○	行啓召仰
○	親王宣下
○	准后
○	流人
○	流人帰京
○	免者

田中本「諸宣旨并臨時公事」	
本文	目録
○	小除目
○	僧事
○	同僧事
○	復任除目
○	免者
○	流人帰京
○	結政請印事
○	行幸召仰
○	行幸院申次
○	立親王
○	撰政兵仗
○	牛車
○	吉書
○	請印
○	内文請印
○	春日一社奉幣
○	遷宮日時定
○	臨時除目
○	宮城使除目
○	女官除目
○	復任除目
○	臨時叙位 〈女叙位同之〉
○	軒廊下
○	行幸召仰
○	遷御
○	神泉御詔經
○	僧事宣下
○	院号定
○	后院院号
○	女御露頭
○	内親王宣旨
○	立太子定
○	遷宮奉幣
○	改元定
○	御下
○	南殿御詔經

は、近代になつて禁裏文庫から分かれたものだが、かつては一部が桂宮本と混在していた時期もあり、伊地知鐵男・橋本不美男「桂宮本叢書」の呼称について（宮内庁書陵部編『桂宮本叢書 第二〇巻 御集』（養徳社 一九六〇年）所収）によつて桂宮本中に本来は御所本であるものが存在することが明らかにされた。なお、この調査と前後してマイクロフィルムによる撮影もおこなわれており（ただし高松宮家の蔵書の全てが撮影されたわけではない）、それに伴つて作成された目録が一九六九年発行の「高松宮御所蔵旧有栖川宮御本マイクロフィルム目録」である。以上のような経緯については、平林盛得・相馬萬里子氏から御教示いただいた点が多い。記して謝意を表したい。

(9) 49 「最勝講 御斎会内論議」の前半と高松宮本「最勝講次第」とは、冷泉家本が簡潔な記載であるのに対し、高松宮本はそれに注を付すなどして増補した、と推測されるような内容となつていて。したがつて、冷泉家本より高松宮本という可能性も残るが、かつては冷泉家に49「最勝講 御斎会内論議」の前半を増補したような最勝講の次第が存在した、とも考えられる。

もう一つの70「上卿簡要抄上」と高松宮本「上卿簡要抄 上」は、各々の冒頭にある目録の記載も類似し、冷泉家本でいうと第一〇紙までの部分はよく対応する（「廿二社奉幣」の項の途中まで。冷泉家本の第一〇紙と第一一紙とは、テキストとしては連続しない）。ただし、字配りや書体等は明らかに異なる。また、それ以降の部分は共にかなり欠落している部分があるようだが、その欠落箇所は両者で相違する。恐らく祖本は同じなのであろうが、伝来を異にする異本というべきものであろう。ちなみに高松宮本は、

永正十八年八月十三日寫畢、以持明院本  
書留、外見可秘云々、

という奥書を有し、冷泉家本から転写されたものではないことは明らかである。なお、東山御文庫本『上卿簡要抄上』（勅封番号 一二一一七）は、奥書まで含めて高松宮本と同じテキストである。

(10) このような装幀については、吉岡眞之「折本のヴァリエーション—田中本

『春記』の旧装訂—」（『日本歴史』六〇〇 一九九八年）等参照。

(11) 鎌田元一「ト部家本及び永正本『続日本紀』についての二・三の考察」（『続日本紀研究』一九三 一九七七年）、吉岡眞之「東山御文庫本『続日本紀』の周辺」（『続日本紀研究』三〇〇 一九九六年）。東山御文庫本『続日本紀』（勅封七一一二）に付属していたと推定される付箋は、現在は『続日本紀』そのものとは別に、『続日本紀付札』（勅封七一一三）として保管されている。

(12) 拙稿「『明月記』延宝奥書本をめぐつて—一条兼輝・靈元院の『明月記』書写と二条良基編『日次記』—」（『日本歴史』六四七 二〇〇二年）。

(13) 本文に掲げた『基量卿記』・『中院通茂日記』の他、『続史愚抄』貞享二年四月一五日条・『野宮定基日記』貞享二年四月一六日条・『兼輝公記』貞享二年四月一七日条にも、この時の書写事業に関連する記事がある。なお、中院通茂については松澤克行「十七世紀中後期における公家文化とその環境」（『史境』四三 二〇〇一年）参照。

(14) なお、宮内庁書陵部に所蔵されている御所本の歌書には、冷泉家本を忠実に模写したものが存在するが、その多くはこの時に書写されたものと推定される。福田秀一「宮内庁書陵部及び東山御文庫の『歌書目録』について」（『ぐんじょ』一七・一八 一九六三年）等参照。

(15) 国立歴史民俗博物館における閲覧に際しては、同館の吉岡眞之氏の御高配を得た。

(16) 田島公「禁裏文庫の変遷と東山御文庫の蔵書—古代・中世の古典籍・古記録研究のために—」（大山喬平教授退官記念会編『日本社会の史的構造』古代・中世（思文閣出版 一九九七年）所収）・同「近世禁裏文庫の変遷と蔵書目録—東山御文庫本の史料学的・目録学的研究のために—」（研究代表者田島公（東京大学史料編纂所）『東山御文庫本を中心とした禁裏本および禁裏文庫の総合的研究』（一九九八年度～二〇〇〇年度科学的研究費補助金基盤研究（A）（2）研究成果報告書 二〇〇一年）所収）等参照。

(17) 『皇室制度史料 皇族 四』（吉川弘文館 一九八六年）の第五章「宮家の

制」第二節「四親王家の成立と展開」及び第三節「近代の宮家」参照。

(18) 後西天皇の「御遺物分配」については、平林盛得「後西天皇収書の周辺」（岩倉規夫・大久保利謙編『近代文書学への展開』（柏書房一九八二年）所収）があり、『基熙公記』・『元上法院殿御日記』・『堯恕法親王記』・『基量卿記』等の記事に基づく考察がなされているが、そこで取り上げられていない『基量卿記』（後西院御喪事）貞享二年五月二九日条と、『時量卿記』（後西院御喪事）同年二月～六月条を紹介しておこう。

○『基量卿記』貞享二年五月二九日条

平松中納言參内、持參於後西院御遺物兩傳相役中ニ申沙汰、則披露、於御學問所御對面、

一、伏見院宸翰哥合、御卷物 一卷

一、勅作御薰物後陽成院 中和門院 一箱

一、御茶壺玉簾 一个

一、御伽羅各香數種 入銀壺 一壺

一、梁塵愚案抄後成恩寺禪閑筆 二冊

一、さらしな記定家卿筆 一冊

右被持參了、

○『時量卿記』（後西院御喪事）貞享二年二月～六月条

二月廿二日、未下剋、御閉眼、（中略）御近邊之雜具悉入御大藏、宮内卿・

予・岡部伯耆守立合可付封、（中略）御書籍其外之雜具等不殘入御大藏、三

人立合付封、（中略）從、内以右衛門督被仰下、御文庫兵部卿官御封可被付、

可存知之由也、畏奉之由申上、及夜更兵部卿官御參、被付封了、此儀不可說

之次第也、此事後日稻葉丹後守被演說、兵部卿官依御願也、三人立合付封之

上者、無子細事也、親王之合封不似合事也、御愁傷之砌如此也、御思案不可

然之由、前々對清閑寺大納言被恥申、笑止之體也、兵部卿官御恥辱、彈爪之

人多、嗚呼之次第也、

三月四日、兩傳奏・稻葉丹後守伺候、有相談儀、自御文庫御太刀四腰取出、

兩傳 奏・予・宮内卿令合封、兵部卿官御封申請付了、

四月十二日、巳半參 舊殿、穗波三位・宮内卿・櫛笥三位御大藏可被合封由申渡、内々依有 勅命也、

十三日、卯半參 舊殿、辰剋兩傳 奏祇候、御文庫開封入御太刀、穗波・宮内卿・櫛笥合封也、

五月廿七日、參 舊殿、兩傳 奏伺候、開御文庫取出御道具、

廿九日、參 舊殿、巳剋前參 内、後西院御遺物獻上、兩傳 奏披露也、於休息所申入、次依召參 御前、蒙歡言、恐悅之至也、次參 春宮、兩傳 奏被案内、松木大納言披露也、御對面、次參 本院、以坊城大納言令獻上、次參 中宮、田村殿被出披露由也、直參 舊殿、穗波三位・宮内卿処々御遺物持參也、

卅日、參 舊殿、參左大臣殿亭、御遺物持參、次參 陽德院殿、又參 舊殿、穗波・宮内卿如昨日方々御遺物持參也、御遺物被下衆中、今日不殘頒賜、六月二日、後日遺兩傳 奏可被入置官庫歟、可在時議由、申達了、

ここでは後者に、「兵部卿官」＝幸仁親王が後西天皇の御文庫の封をおこなつていることがみえるのが特に興味深い。

靈元天皇の「御遺物分配」については、依拠すべき史料を見出すことができなかつた。今後の課題としたい。

(19) 拙稿「『明月記』延宝奥書本をめぐつて——一条兼輝・靈元院の『明月記』書きと二条良基編『日次記』」（前掲）。

(20) 宮内庁書陵部所蔵（函架番号 九一五一六九）。

(21) 6 「新宮旬」と高松宮本「新宮旬」の場合等のように簡単に表記できるものや、高松宮本の書きの際の誤りと認められるものは表1の備考欄に記しておいた。

(22) ただし、高松宮本のム函・メ函に收められている次第書は、かなりの数を閲覧させていただいた。表1をみてわかるように、冷泉家本から転写したことが確実なものは全てこの二つの函に属しているから、筆者としては最も可能

性の高い部分は押さえたつもりでいる。

なお、国立歴史民俗博物館所蔵の高松宮家伝来禁裏本には、現在「H—六〇〇」ではじまるものと、「あ函一」といった平仮名あるいは片仮名が割り振られた函名ではじまるものとの二つの番号が与えられているが、前者は国立歴史民俗博物館で新たに付したものである。後者は註(8)において略述した一九六年七月からの調査・整理の際に付されたものであるが、この調査・整理においては、函毎のまとまりに変更は加えていない、とのことである。すなわち、現在の番号にみられる函毎のまとまりは、一九六五年段階までさかのぼり得ることは確実で、近代初期、さらに近世にさかのぼる可能性もある。

(23) 三井文庫所蔵『大嘗会卷』は、『小右記』から長和元年(1013)の大嘗会についての記事を抜書したもので、筆跡から定家自筆とみてよいようであるし、

また、『明月記』にこの抜書作成に関わると思われる記事を見出すことができることはない。

（24）拙稿「藤原定家の次第書書き」(前掲) 参照。

(24) 二〇〇一年一〇月三日(水)～八日(月)に、日本大学総合学術情報センター所蔵貴重書展「書物が伝える日本の美—書写と印刷文化」が日本大学会館においておこなわれ、藤原定家筆とされる「一代一度仁王会次第」が展示された。展示図録によれば、「一代一度仁王会」「臨時仁王会」「大祓」等臨時の公事についてその次第を記したものであり、内容は『西宮記』とほぼ重なることである。同書の全体を見ることができたわけではないが、図録及び展示された部分をみると、確かに『西宮記』とほぼ一致するようである。

一方、高松宮本「一代一度仁王会事」は、先ず「検校行事等定文書様」として大治元年(1013)正月二八日付の講仁王経所所宛の定文を引用するが、これは同年三月七日におこなわれた崇徳天皇の一代一度仁王会の際のものである。したがって、今回展示された「一代一度仁王会次第」と高松宮本「一代一度仁王会事」は明らかに別のものである。もつとも、高松宮本「一代一度仁王会事」は、その書出の文言から『朝儀諸次第』80「検校行事等定文」と対応する可能性も考えられる。

(25) まだ十分に確認できていないが、京都大学附属図書館所蔵の平松家旧蔵本『天子冠礼儀注』(附、後宴次第(吏部王記)) (函架番号 平松第4門-1-1) 等、あるいは1「天子冠礼儀注」や九条家本『天皇御元服次第』とほぼ同じテキストをもつのではないか、と思われるものがいくつか存在するが、それらは九条家本『天皇御元服次第』から派生していくものと推定される。

(26) 皆川完一「正倉院文書の整理とその写本—穂井田忠友と正集—」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集 中巻』(吉川弘文館 一九七二年) 所収)。

(27) 函架番号は三五一一九八。同じく書陵部所蔵の鷹司本『臨時簡要次第』(函架番号 一二六六一六六四) や『続群書類從』卷三〇五、「臨時簡要抄」もほぼ同内容の写本である。

(28) 国立歴史民俗博物館所蔵。『国立歴史民俗博物館資料目録(1)』(田中穰氏旧蔵典籍古文書目録「古文書・記録類編」)(歴史民俗博物館振興会 二〇〇〇年) の二二一頁参照。東山御文庫本「色々略次第」(勅封番号 一六二一) や書陵部所蔵伏見宮本『臨時公事次第(首尾欠)』(函架番号 伏一三四八) もこれとほぼ同内容であるが、この両本は共にその扉書から、文安元年(1254) 七月に甘露寺親長が書写したものを祖本とすることがわかる。